

医療的ケア児の保育園入園について

(1) 区への相談【概ね入園希望月の3か月前】

子ども支援課の看護師が、日中の保育や医療的ケアの内容について、保護者に聞き取りを行います。

(2) 申込み【入園希望月の2か月前】

保護者は、主治医の意見書や指示書を用意し、子ども支援課に申し込みます。

(3) 関係者会議の実施【入園希望月の1か月前から3週間前】

主治医の意見書・指示書を基に、児童・家庭支援センターや入園見込みのある園の関係者、看護師などが集まり、入園可否の検討や、集団保育でどのように受け入れていくかの調整を行います。

(4) 入園の可否・内定園の決定【入園希望月の3週間前】

利用調整会議で、入園の可否及び入園する保育園を決定します。

内定

集団保育不可

(5) 受け入れ態勢の構築【入園希望月の3週間前】

看護師の手配や環境整備を内定園で進めます。

(6) 園での面談・健康診断【入園希望月の2週間前】

- ・親子面談を実施し、発達のことや園生活で配慮すべきことなどの聞き取りを行います。
- ・園医による健康診断を行います。

居宅訪問型保育事業を案内します。

※居宅訪問型保育事業を利用中に集団保育が可能な状態となった場合は、再度(1)からの手続きを経て保育園へ転園可能。

(7) 体験保育【入園希望月】

医ケア児が保護者と一緒に保育園生活を体験し、保育環境やお子様のケアなどについて、保護者と保育園の相互確認を行います。

検討事項あり

検討事項なし

(8) 入園決定【入園希望月】

(9) 慣らし保育【入園希望月】

保護者と離れ、保育園で日中過ごします。徐々に預かり時間を長くしていきます。

(10) 保育開始【入園希望月】

※保育時間は最大で8時間まで